

おわりに

学校の安全を確保するに当たり、まずは、事件・事故等の発生を未然に防ぐこと（事前の危機管理）が重要です。万一事故が発生してしまった場合には、学校や学校の設置者は、事実をしっかり向き合い、事実を明らかにするという姿勢が重要です。そして、そこで明らかとなった事故の教訓を真摯に受け止め、今後の事故防止のための安全管理や安全教育に生かし、児童生徒等の安全確保の取組を徹底していくと同時に、被害児童生徒等の保護者に対しては、誠意をもって支援を継続していくことが必要です。

文部科学省では、平成26年度から「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を設置し、学校において、重大事故の発生を未然に防止するための方策とともに、事故後の対応の在り方について議論を重ね、平成28年3月に「学校事故対応に関する指針」を策定しました。さらに、「第3次学校安全の推進に関する計画（令和4年3月25日閣議決定）」を踏まえ、令和4年度から「学校安全に関する有識者会議」で指針見直しに向けた検討を始め、令和5年度には「学校事故対応に関する指針の見直しワーキンググループ」を設置し更に検討を重ね、指針の改訂を行いました。今回の改訂に当たり、改めて、事件・事故が発生した場合には、学校及び学校の設置者が、誠意をもって、組織的に対応していくことの重要性が議論されたところです。

本指針は、こうした議論等を踏まえ、学校事故対応に関して一定の方向性を示したのですが、今後、各学校及び学校の設置者、都道府県等担当課において、この指針を参考に具体的に取り組んでいただくことが重要です。

学校及び学校の設置者、都道府県等担当課においては、取り組みやすいようチェックリストも作成しましたので是非参照いただき、まずは事故の未然防止、事故発生に備えた事前の準備に取り組む願います。また、万が一事故等が発生してしまった場合には被害児童生徒等やその保護者の方々に寄り添うこと、その対応を組織的に行うことを念頭に対応するとともに、事故を振り返っての調査を行い、国への報告含め、その事故等から得られた教訓を共有していただき、日本全体としての学校安全の強化に寄与いただきたいと思います。

今後、事故対応等の取組事例が蓄積され、新たな課題が明らかとなった場合には、その課題を基に、更に改善を加えていきます。その際には、事故の未然防止の在り方や事故発生時の適切な対応、被害児童生徒等及びその保護者に対する支援の在り方等についても、再度検討し、必要な改善・見直しを行うこととします。

文部科学省においては、この指針が、現場を支援し、事件・事故の未然防止や被害の最小化、事故等が発生してしまった場合には被害児童生徒等やその保護者に寄り添った対応を行うとともに、再発防止を行うことを実効性をもって後押しするものとなるよう、引き続き、各学校や学校の設置者、都道府県等担当課と連携した取組を進めてまいります。